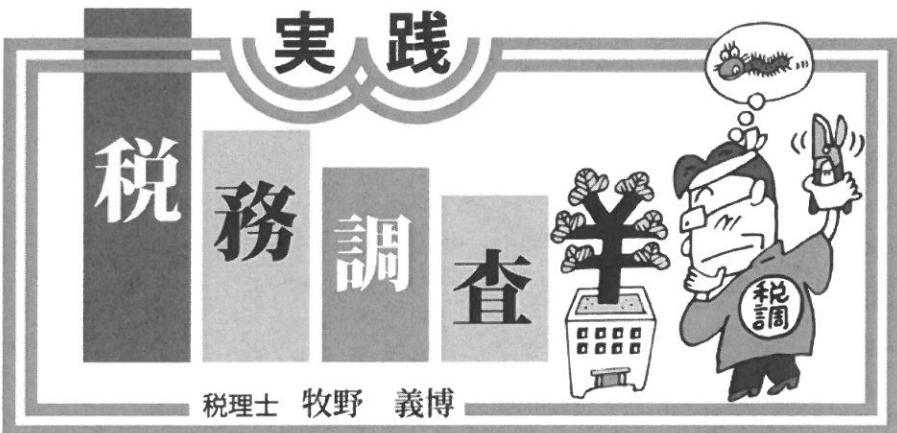


实践



税理士 牧野 義博

**担当者** いいえ、作成していません。  
**調査官** それでは商品券はどのように

りませんか。

税務処理の状況を見ると、商品券の購入費用は、租税特別措置法第61条の第4項に規定する交際費として処理をされています。

**担当者** 先程も説明したとおり、受注獲得のために関係者に対しても必要に応じて商品券を配付しているので、商品券の購入費用は業務関連性がありますから、交際費として処理をしました。

**調査官** 期末における商品券の在庫はどうなっていますか。

**調査官** 商品券をどのように使用したのか、実態の分かる書類を見せてください。

**担当者**　商品券使用明細があります。  
**調査官**　これを見ますと、配付先の住所の記載がないですし、配付をしたとする商品券の各金額、配付をした時期の記載もありません。

これでは商品券を配付した時期、配付した相手方の氏名、名称、配付した商品券の各金額、及び商品券の在庫の存在に関して、事実の確認ができるままである。ほかに何か説明できる資料等はある。

# 商品券の使途で交際費を判定

法人の業務の遂行上必要と認められるものでなければならないというべきであり、支出のうち、使途の確認ができるず、業務との関連性の有無が明らかで

あり、支出のうち、使途の確認ができる  
ず、業務との関連性の有無が明らかで  
ないものについては、損金の額に算入  
できないというべきです。

**担当者** 商品券は売上拡大という目的のために使用したものであるから、業務関連性は否定できない。従つて交際費を否認されるのは納得がいきません。

なお、納税者はこれを不服として国税不服審判所に審査請求をしましたが棄却となりました。

調査官 法人税法第22条第

3項は、内国法人の各事業

### 年度の所得の金額の計算上

### 当該事業年度の損金の額

三説事実全般の批評の客観性は、別段の

算入すべき金額は別段の

定めがあるものを除き、当

### 該事業年度の収益に係る壹

上原西等の原画の額、坂

費、一隻管理費一の也の是

## 費 一般管理費その他の費

用の額とする旨規定しては

ます。損金の額に算入する

二点がござる支出は、当該

三國志



イラスト 渡辺 正義